第四十六項中「附則第十五条第二十四項」を「附則第十五条第二十五項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十七項中「附則第十五条第二十四項」を「附則第十五条第二十五項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第四十八項中「附則第十五条第二十五項」を「附則第十五条第二十六項」に改め、同項第三号中「第十条第八項第五号」を「第十条第七項第六号」に、「第四十二条の四第八項第六号」を「第四十二条の四第八項第七号」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第四十九項中「附則第十一条第二十七項」を「附則第十一条第二十八項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第五十項中「附則第十一条第二十八項」を「附則第十一条第二十九項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第五十一項中「附則第十一条第二十九項」を「附則第十一条第三十項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第五十二項中「附則第十五条第二十七項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第五十三項中「附則第十一条第三十項」を「附則第十一条第三十一項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第五十四項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第三十項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第五十五項中「附則第十一条第三十一項」を「附則第十一条第三十二項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第五十六項中「附則第十一条第三十二項第二号」を「附則第十一条第三十三項第二号」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第五十七項中「附則第十一条第三十三項」を「附則第十一条第三十四項」に、「同条第三十二項第一号」を「同条第三十三項第一号」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第五十八項中「附則第十五条第三十二項第一号イ」を「附則第十五条第三十三項第一号イ」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第五十九項中「附則第十五条第三十二項第一号イ」を「附則第十五条第三十三項第一号イ」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第六十項中「附則第十五条第三十二項第一号ロ」を「附則第十五条第三十三項第一号ロ」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第六十一項中「附則第十五条第三十二項第一号ハ」を「附則第十五条第三十三項第一号ハ」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第六十二項中「附則第十五条第三十二項第一号ニ」を「附則第十五条第三十三項第一号ニ」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第六十三項中「附則第十五条第三十二項第一号ホ」を「附則第十五条第三十三項第一号ホ」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第六十四項中「附則第十五条第三十二項第三号ハ」を「附則第十五条第三十三項第三号ハ」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第六十五項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第六十六項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第六十七項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第六十八項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第六十九項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第七十項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十八項」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第七十一項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第七十二項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第七十三項中「附則第十一条第三十六項」を「附則第十一条第三十七項」に改め、同項を同条第七十二項とし、同条第七十四項中「附則第十一条第三十六項」を「附則第十一条第三十七項」に改め、同項を同条第七十三項とし、同条第七十五項中「附則第十一条第三十七項」を「附則第十一条第三十八項」に改め、同項を同条第七十四項とし、同条第七十六項中「附則第十一条第四十項第七号」を「附則第十一条第四十一項第七号」に改め、同項を同条第七十五項とし、同条第七十七項中「附則第十五条第四十一項」を「附則第十五条第四十二項」に改め、同項の表第一号中「附則第十一条第三十九項第一号」を「附則第十一条第四十項第一号」に改め、同表第二号中「附則第十一条第三十九項第二号」を「附則第十一条第四十項第二号」に改め、同表第三号中「附則第十一条第三十九項第三号」を「附則第十一条第四十項第三号」に改め、同項を同条第七十六項とし、同条第七十八項中「附則第十五条第四十二項」を「附則第十五条第四十三項」に改め、同項を同条第七十七項とし、同条第七十九項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同項を同条第七十八項とし、同条第八十項中「附則第十一条第四十三項」を「附則第十一条第四十四項」に改め、同項を同条第七十九項とし、同条第八十一項中「附則第十一条第四十三項」を「附則第十一条第四十四項」に改め、同項を同条第八十項とし、同条第八十二項中「附則第十一条第四十四項第一号」を「附則第十一条第四十五項第一号」に改め、同項を同条第八十一項とし、同条第八十三項中「附則第十一条第四十四項第一号」を「附則第十一条第四十五項第一号」に改め、同項を同条第八十二項とし、同条第八十四項中「附則第十一条第四十四項第二号」を「附則第十一条第四十五項第二号」に改め、同項を同条第八十三項とし、同条第八十五項中「附則第十一条第四十四項第三号」を「附則第十一条第四十五項第三号」に改め、同項を同条第八十四項とし、同条第八十六項中「附則第十一条第四十四項第四号」を「附則第十一条第四十五項第四号」に改め、同項を同条第八十五項とし、同条第八十七項中「附則第十一条第四十五項」を「附則第十一条第四十六項」に改め、同項第一号及び第二号中「附則第十五条第四十六項」を「附則第十五条第四十七項」に改め、同項を同条第八十六項とし、同条第八十八項中「附則第十一条第四十六項」を「附則第十一条第四十七項」に改め、同項を同条第八十七項とし、同条に次の一項を加える。

88　法附則第十五条第四十九項に規定する特定公益的施設又は特定公共施設のうち総務省令で定めるものは、福島復興再生特別措置法施行規則第八条第一項第七号に掲げる事業により整備する同号イ及びロに掲げる施設とする。

附則第七条第一項中「同条第十九項」を「同条第十六項に規定する区分所有に係る特定特例適用住宅以外の特定特例適用住宅における特定居住用部分又は特定居住用部分以外の部分の床面積の当該特定特例適用住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る特定特例適用住宅における特定居住用部分又は特定居住用部分以外の部分の床面積の当該特定特例適用住宅の床面積に対する割合、同条第二十一項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十九項」に、「同条第三十一項」を「同条第三十三項」に、「同条第三十四項」を「同条第三十六項」に、「同条第三十八項」を「同条第四十項」に、「同条第四十一項」を「同条第四十三項」に、「同条第四十四項」を「同条第四十六項」に、「同条第四十五項及び第四十七項及び第四十八項」に改め、同条第二項中「第十九項第一号イ」を「第十六項第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロ、第二十一項第一号イ」に、「第二十四項、第二十七項、第三十一項、第三十四項、第三十八項第一号イ」を「第二十六項、第二十九項、第三十三項、第三十六項、第四十項第一号イ」に、「第四十一項、第四十四項、第四十五項第一号ロ」を「第四十三項、第四十六項、第四十七項第一号ロ」に、「第四十六項第一号ロ」を「第四十八項第一号ロ」に改め、同条第六項中「附則第十二条第十七項」を「附則第十二条第十九項」に改め、同条第七項中「附則第十二条第十八項第三号」を「附則第十二条第二十項第三号」に改め、同条第八項第二号イ中「附則第十二条第二十一項第一号」を「附則第十二条第二十三項第一号」に改め、同号ロ中「附則第十二条第二十一項第二号」を「附則第十二条第二十三項第二号」に改め、同号ハ中「附則第十二条第二十一項第三号」を「附則第十二条第二十三項第三号」に改め、同項第四号中「附則第十二条第二十二項」を「附則第十二条第二十四項」に改め、同条第九項第三号中「附則第十二条第二十九項」を「附則第十二条第三十一項」に改め、同条第十一項第四号中「附則第十二条第二十九項」を「附則第十二条第三十一項」に改め、同条第十四項中「附則第十二条第十七項」を「附則第十二条第十九項」に改め、同条第十五項の表政令附則第十二条第十三項第一号ロの項の次に次のように加える。

政令附則第十二条第十六項第一号イ及びロ	専有部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。